人と自然・文化・社会の調和

NewParadigm

ニューパラダイム

2021
3
No.091

今月の特集

P.2　税務特集
『令和３年度税制改正大綱の概要②』
P.３　事業承継
『事業承継税制　特例承継計画の適用可能性のある法人様へ』
P.4　特　集
『事業再構築補助金』

巻頭言

厳しい冬
気候もそして今の世の中の状況も。
高僧の教歌に
「法華経の行者は
　冬の如し
冬は必ず
　春となる」
今は、耐え忍ぶときです。
戦争時代を粘り強く生きられた先人の
ご苦労が偲ばれます。

税理士法人
近代経営

令和３年度税制改正大綱の概要②

前号に引き続き、令和3年度税制改正大綱の概要をいくつかご紹介します。今回は法人課税（中小企業中心）、納税環境整備についてです。

1　法人課税

○デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）投資促進税制の創設

・「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設します。産業競争力強化法の改正が前提となります。

○中小企業向け投資促進税制等の延長

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合します。

○所得拡大促進税制の見直し

・中小企業における所得拡大促進税制について、給与等の支給額の増加割合の判定が継続雇用者への給与等の支給額から、国内の雇用者の給与等の支給額となるなどの要件の見直しを行なった上、適用期限を2年延長します。（所得税も同様）

・給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、一定の見直しを行います。

2　納税環境整備

○税務関係書類における押印義務の見直し

・税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止します。

・地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とします。

○電子帳簿等保存制度の見直し等

・経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直します。

（注）この記事は令和3年度税制改正大綱の概要であり、異なる内容の改正がされる場合もあります。
詳しくは財務省ホームページなどをご覧ください。

文：永野　和久

事業承継
Succession to business

事業承継税制
特例承継計画の適用可能性のある経営者の方へ

令和2年11月弊社ニューパラダイムより…

平成30（2018）年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式の贈与税・相続税が100%猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和5（2023）年3月31日までに特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和9（2027）年12月31日までに贈与を実行し、または相続の開始があり、経営承継円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となります。

次の項目のすべてに☑チェックが付いた場合は「特例承継計画」の提出についてご検討下さい。

〔1〕１０年以内を目途に事業承継する可能性がある　☑
〔2〕将来、相続税の発生が見込まれる　☑
〔3〕法人の純資産価額が1億円以上である　☑

社内調査を行った結果、弊社関与先で上記3つの項目すべてに当てはまる法人が50件程あり、さらに、その他にも今後適用の可能性がある法人が100件程あることがわかりました。
事業承継税制を適用するには、「特例承継計画」の提出（期限：令和５年3月31日）が必要です。
適用の可能性がある関与先様につきましては、各担当者と弊社専門チームが一緒に検討し、今後説明に伺い、計画書作成に向けて取り組みます。
事業承継税制に関するご相談・ご質問等ございましたら、担当者または専門チームまでご連絡ください。

事業承継チーム

（様式例）

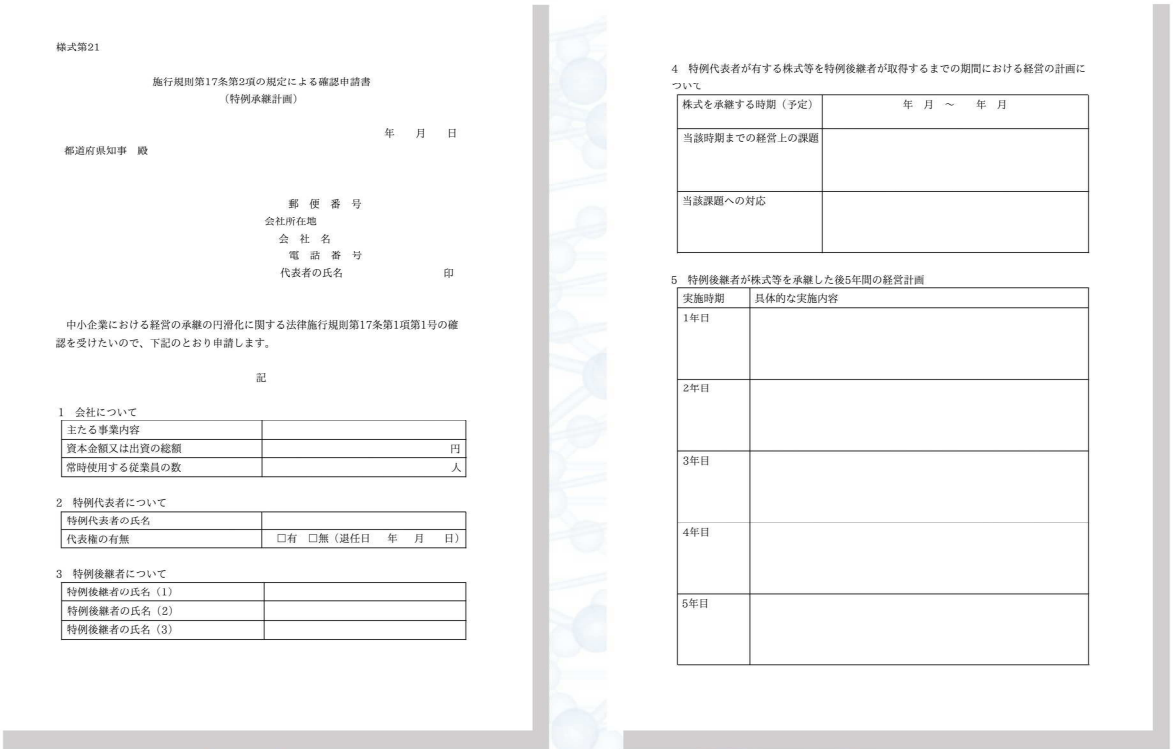

様式第21

施行規則第17条第2項の規定による確認申請書
（特例承継計画）

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2　特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	□有　□無（退任日　年　月　日）

3　特例後継者について

特例後継者の氏名（1）	
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

4　特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	年　月　～　年　月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5　特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

～ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に挑戦する皆様へ！～

事業再構築補助金

新分野への展開、業態転換、事業・業種転換または、これらの取り組みを通じた規模の拡大等・思い切った事業再構築を支援する補助金をご紹介します。

●補助対象要件（以下の要件を全て満たすこと）

①申請前の直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

②自社の強みや経営資源（ヒト／モノ等）を活かしつつ、経産省が示す【事業再構築指針】に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は、従業員1人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成

●補助額

中小企業（通常枠）補助金額100万円～6,000万円　補助率2/3

●補助対象経費の例

建物費・建物改修費・設備費・システム購入費・外注費（加工・設計等）
研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
広告宣伝費、販売促進費等

●具体例

飲食業（喫茶店経営）
飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を開始

小売業（衣服販売業）
衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換

サービス業（高齢者向けデイサービス）
一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始

食品製造業
和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

※弊社も認定支援機関となっております。詳しくは担当者へご相談下さい。

※上記は、概要のみを記載しておりますので詳細につきましては経済産業省ＨＰを参照下さい。

文：舞永　晧星

接遇

新人育成時の心構え

会社の未来を担う待ちに待った新入社員が4月に入社します。お互いに大変な労力をかけて、縁あって巡り合ったわけですから、生き生きと元気よく仕事に取り組んでいただけるよう、大切に育てたいですね。新人研修をするにあたり、受け入れ側はどのような心掛けが必要でしょうか。我が社を知ってもらうことも、仕事の基本のいろはを知ってもらうことも、すべては「一人前になること（戦力化）への手助け」です。どのような心構えをもって教育（手助け）に当たればよいでしょうか。

①安心・安全な空気感

プレッシャーを与えられる環境よりも、安心感を与えられるほうが学習効果が高いといいます。目的を伝え、フォローする姿勢を見せましょう。言われた通りにできなかったら冷ややかな目で見られたり、怒られたりという指導は、仕事自体が上司の顔色をうかがうためのものとなり、メンタル不調を引き起こす原因になります。

②能力や意欲格差があることを前提に、相手基準で話をする

相手のレベルに合わせて向き合う方が成長スピードは速まります。「自分ができたから」「去年の新人がすぐできたから」誰もができて当たり前ではないのです。逆に他より頭抜けた能力を発揮することもあるかもしれません。

③すべき行動を、具体的に、達成度を客観的に確認できるように伝える

A4－10枚の資料を会議資料で使うために8部のコピーを指示する際、

ａ．「これは16時からの会議資料。８部、準備しておいて。」

ｂ．「これは16時からの会議資料。15時までに8部コピーしておいて。会議は他の資料もあるので、綴りやすいように左肩留めして、パンチで穴も開けておいて。」

ａは何時までにすればいいのか、ただコピーすればいいのかなどの疑問が湧いてきます。質問できなければ最悪です。ｂは期限、具体的方法に加え、その目的まで伝えています。

相手にとってどう教えたら良いか、どうしたら相手に達成感を与えられるかを考え、
個々人の視点に立った教え方、戦力化への手助けができているか、振り返ってみませんか。

人材育成コンサルタント 山本 直子さん

入社２年目の視点で見る！ ビジネスマナーのいろは

ビジネスメール①

Vol.67 やまだ

ビジネスシーンにおけるメールは、形として残る重要な連絡手段です。相手に失礼なメールを出していませんか？今回と次回の2回でメールのマナーについてご紹介します。

⑴件名は用件がひと目でわかるように

件名だけでそのメールの重要度や内容を判断し、優先順位をつける人も少なくありません。「株式会社〇〇　打ち合わせの件」など、件名のみでメールの目的を伝えましょう。

⑵相手の名前を省略しない

個人アドレス宛であっても、親しい取引先の方であっても、必ず本文の最初に相手の社名・役職・名前を丁寧に記載しましょう。

⑶始めの挨拶と締めの挨拶

用件に入る前に「いつもお世話になっております。」などの挨拶、最後に「何卒よろしくお願い申し上げます。」などの挨拶を添えましょう。必要に応じてアレンジもしてみてください。

参考文献：マイナビ

税務会計実務的物語

第七十話「中小企業等事業再構築促進事業」

三月十五日

例年ならば、個人の確定申告期限だが、今年はコロナの影響・緊急事態宣言延長の影響もあり、一か月期限が伸びている。

それでも会計事務所職員の幸村は、期限延長を理由に申告業務を先延ばしたりはしなかった。それは、令和二年度第三次補正予算の目玉である「中小企業等事業再構築促進事業」の公募が始まるからだった。

これは、申請前の直近六か月間のうち、任意の三か月の合計売上高が、コロナ以前の同三か月の合計売上高と比較して一〇%以上減少している中小企業が、新たな事業展開するのを支援するものである。

その額も、中小企業で最大六千万円、補助率も三分の二とかなりの予算を見込んでいる。

幸村はコロナ禍における落ち込んだ経済を立て直す起爆剤として、おおいに期待していた。

これには、様々な業種で活用されるであろう、イメージが例示されている。

飲食業なら、テイクアウトやオンライン注文の開始、高齢者向けの食事宅配事業の開始など幅広い展開が見込まれる。また、新たな業態の飲食店の出店も対象となる。

補助金の申請には、ｊＧｒａｎｔｓ（電子申請システム）での申請受付を予定しており、事前のＧビズＩＤプライムの取得を推奨している。売上が昨年と比べて、一〇%以上減少する見込みで、新たな事業展開を検討中の企業は、事前のＩＤ取得をしておくべきだろう。発行に数週間かかるので、早めの手続きが必要だ。

また、この補助金の申請には認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する必要がある。また、補助事業終了後、三～五年で付加価値額を増加させる必要があるのだ。

認定経営革新等支援機関でもある幸村の事務所は、この再構築補助金の申請に全力で取り組むつもりだった。

ときに、居酒屋チェーン店を十数店舗経営している景虎社長は、コロナ前は、毎年一店舗以上新規開業し、エリアも県内外幅広く展開してきた。

四十歳という若さからも、今では、経営者として、一目置かれる存在になっていたのだが――。

「コロナ前までは……」

近頃の景虎社長の口癖である。

時短営業、緊急事態宣言、自粛生活と会社経営の危機に瀕しているのだ。数店舗の閉鎖にも追い込まれた。また、生活スタイルの変化に伴い、居酒屋の存在意義にも疑問を感じていた。

「夜から朝へ……」

そんな中、事業再構築補助金の話題が上がった。と同時に、大手唐揚げチェーンのフランチャイズ契約の話が来たのだ！

景虎社長は、夜の営業から昼の営業が出来る、店舗形態をずっと模索していた。

事業再構築補助金を利用して、閉鎖した店舗を改修、フランチャイズ契約に含まれるノウハウにより早期に事業を立ち上げることが出来そうだという。遊休資産を再び稼働することが出来、朝から夜まで顧客が見込める。

「いいタイミングで補助金が使える！」

幸村と景虎社長は事業計画を練った。

通常、フランチャイズ契約に基づく店舗のカタチを造るのに、三千万円程必要になる。が、補助金が利用できるとなれば、それが一千万円程度の投資で実現できるという事になる。もちろん、投資の回収期間も大幅に短縮出来る。

昨年のコロナ禍で閉鎖した店舗が五店舗、全ての店舗で改修を計画していた。飲食店から改修するのに特別な工事は必要ない。食品を扱う事にもスタッフは慣れている。接客にも自信があった。

補助金の申請に必要な事業計画も、実績がある事業ゆえ、計画にも現実味が増してきたのだった。

この事業再構築補助金の対象企業は約五万五千社と言われており、予算額も一兆円だ。果たして、先が見えない経営者の明るい未来を引き寄せる政策となるのか――。

経営者として生き延びる為に、もう一度チャレンジするチャンスのようにも感じる、幸村であった。

この物語はフィクションです

jGrants（Jグランツ）について

経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。24時間365日、手続きができます。

キーワードから目的の補助金を探せ、申請後はマイページから交付までの状況がわかります。

申請にあたり、事前にGビズＩＤプライムの発行が必要であり、発行までに２～３週間要する場合がありますので、事前のＩＤ取得をお勧めします。

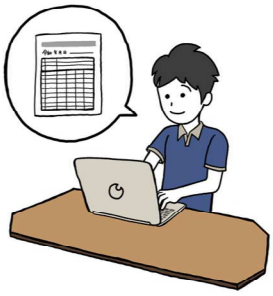

FP・補助金情報

新型コロナウイルス感染症に対する備えの保険

情報提供：CocoLife株式会社　代表取締役　坂口　理恵さん

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が、なかなか収束しない状況が続いております。
新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げ一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。
また、最前線で対応してくださっている医療従事者、介護従事者の皆様に敬意を表します。
不安な日々のなか、新型コロナウイルス感染症が事業所で発生した場合に対応できる保険は無いかという多くの問い合わせがあっております。
今年１月から、各保険会社の火災保険の休業補償特約の感染症の約款に新型コロナウイルスが追加され、補償の対象となりましたのでご説明します。

新型コロナウイルス感染症が事業所で発生（従業員やお客様がPCR検査陽性反応）

○保健所から「新型コロナウイルス感染症のPCR検査陽性となった方が御社を利用した事が判明したので事業所の消毒するように」と連絡があった
○従業員が新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性となった。

休業をして営業開始に向けての対応

○事業所の消毒を外注（平均的な消毒費用は広さに応じますが㎡単価1,000円～2,000円）
○勤務の重なる全ての従業員の感染症有無を確認するためPCR検査の実施
○休業期間の関係事業所やお客様対応（予約されているお客様や業者さんへのご説明やインターネット広告など）

営業再開

新たなリスクへの備えは十分ですか？

新型コロナウイルスの感染者発生による休業は事業継続に大きな影響を与えます。「感染症補償特約」により、以下の対象事故によって事業主が被る休業損失や各種費用（消毒費用等）を補償します。

●対象事故

この特約における保険の対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置*がなされたことをいいます（営業自粛は対象外です。）。

*「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（第5章消毒その他の措置）」に規定する措置をいいます。

●お支払いする保険金

お支払いする保険金

感染症補償特約では、以下の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容	支払限度額
損害保険金*2	事故によりお客様の営業が休止・阻害されたために生じた損失額（「売上減少高×補償割合」の金額）	1事故につき、合算して500万円
営業継続費用保険金*2	事故による売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用（追加費用）	
感染症対策費用保険金*3	事故によって発生した、営業継続費用とみなされない次の費用 「消毒費用」「検査費用」「予防費用」	1事故につき、100万円
請求権の保全・行使手続費用保険金	事故について、他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用	実費

*2 損害保険金および営業継続費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日（消毒作業等の完了した日）」までとなります。ただし、**1事故につき15日間が限度**です。
*3 感染症対策費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日（消毒作業の完了した日）から起算して30日を経過した日」までとなります。

●具体的な補償イメージは下図のとおりです。

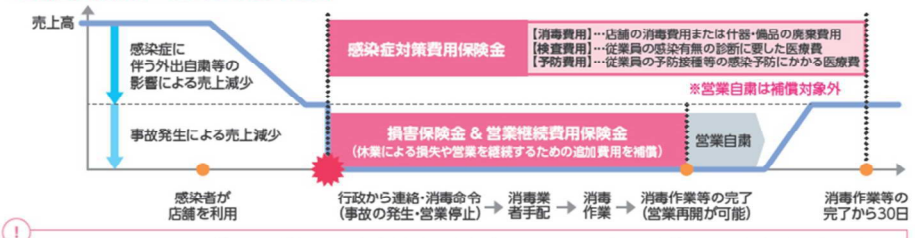

損害保険金の算出について

休業に関する補償では、保険金支払対象期間に応じた前年度の売上高を基準に損害保険金を算出します。外出自粛等の影響により事故前の売上高が平年対比で大幅に減少していた場合、この減少後の売上高を基準に事故による売上減少高を推定し、損害保険金を支払います。事故の発生にかかわらない売上高の減少額（外出自粛等の影響による減少額）まで補償するものではございませんので、ご注意ください。

左記保険は火災保険の休業補償特約です。新型コロナウイルスによる建物の汚染に伴うリスクをカバーするための保険です。保険会社によって保障内容や保険料の違いがあり、特約のみ追加加入も可能です。
また、以前よりご加入の火災保険に休業補償特約を付加していたとしても、2021年1月以前の契約日の場合は、新型コロナウイルスは対象外ですので、一度特約を解約し加入することで対象とすることが可能となります。
現在ご加入の保険が新型コロナウイルス感染症に対応しているのかご不明な際やこの保険についての詳細がご必要な方はお気軽に下記フリーダイヤルまでご相談ください。

フリーダイヤル　0120-844-355
CocoLife株式会社

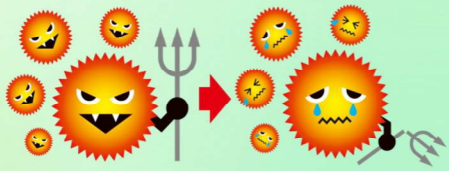

GLOBAL SUPPORT LIMITED

◆会社案内
本社 Global Support Limited
（グローバル サポート リミテッド）
所在地：Hong Kong（香港）

◆業務内容
・ＧＳクラブの運営
・香港・上海・バンコク・台北等海外進出サポート
・海外各種視察セミナー　等々

※活動内容をFacebookに掲載しております。
https://www.facebook.com/globalsupporthk/?pnref=lhc

最高執行責任者
中 村 公 一さん

コラム

「地域共通クーポン券とシルビオ・ゲゼル②」

前回お話しましたが、我々は物心ともに豊かになりたいと願います。
そして、『経済的豊かさ』はモノやサービスを得ることで叶います。
では、『精神的な豊かさ』はどうすると叶うでしょうか？

経済的な豊かさと対に考えるのであれば、モノやサービスを生みだす時に叶うとも言えます。
すなわち、自分の力でモノやサービスを生みだし、他者から『ありがとう』と言って貰えた時に、『精神的な豊かさ』を得られるのではないでしょうか。

お金を支払う＝自身の経済的豊かさの実現＝他者の精神的豊かさの実現
お金を受取る＝他者の経済的豊かさの実現＝自身の精神的豊かさの実現

まさしく、お金が流れるときには、自他の物心の豊かさが実現しております。
お金は人間が豊かになるため、幸せになるために作り出した最も便利な『道具』です。

道具なのですから、人が使用者であり、お金が被使用者であるのが本来の姿です。
しかし、お金の力が強すぎるためか、人とお金の関係が逆転し、お金に人が使われてしまうことで不幸が発生しているのも事実です。

そこで、シルビオ・ゲゼルが提唱したのが、時間とともにお金の価値が下がることが約束されている『減価する貨幣』です。
減価するようなお金は頼りないですので、人々はお金に支配されることがなくなります。
具体的には、人々は価値が下がる前に、お金を使おうとしますので、お金の流れを活性化させることができます。
ゲゼルの『減価する貨幣』は人類の幸福を実現するための貴重なヒントだと思います。

今回の地域共通クーポン券は、地域と時間の限定付きのお金です。
従って、手にされた殆どの方は、地域で期限内に消費されますので、その際に誰かの労働を生みだします。
地域共通クーポン券はゲゼルの『減価する貨幣』の実験なのかも知れません。

※経済の観点からの話であり、新型コロナウィルスの感染拡大の観点についての話ではございません。

あなたの趣味おしえてください！

第3回 ～幸村のゴルフ編～

会計事務所職員の幸村は、語る。
「昔から趣味という趣味はありませんでした…」

会計事務所に就職した当時（幸村20代～30代前半）は、
ソフトボール部「リモキンズ」のユニフォームを作成して、
大会にも出たりして楽しく活動が出来ていました。
しかし、それでも年数回程度の活動でした。

熊本城マラソン開催が決まれば、
ジョギングを始めて第一回熊本城マ
ラソンもなんとかゴールすることが
出来ました！
が、第二回熊本城マラソンの抽選に
外れると、パタリとジョギングも
辞めてしまい
ました。

バスケット
ボール部「シャンクス」が
出来た頃には30台半ばでしたが、
体を動かすきっかけになればと入部しました。
県リーグの試合にも素人ながら出場も出来て、
試合で得点を決める快感を覚え始めた頃に、
県リーグの再編に伴い目標を失ったため、
退部してしまいました。

一年ほど前から、ゴルフの練習場に定期的に行くことにしました。
運動不足解消とゴルフのスコアを90台にしようと目標をたてて。
きっかけは、少しずつクライアントからゴルフに誘われるようになり、
そんな時に120とか打つとさすがに恥ずかしいと
思うようになったから。
小さい方の彼女（娘）が練習について来て
くれるので、練習場に行くことが
楽しみにもなっています。

ゴルフの練習場に行くことを楽しみにして、
ユーチューブで研究する。
情報は溢れているので、色々と試行錯誤している
ところです。
目標の90台は実現しましたが、今後は
それをキープしていきたいと頑張っています。

MUGEN（夢現）（その60）

『確定申告』

こうじょう著

この三月初旬は、先月より始まった確定申告の最大の山場でありスーパータイトな時期、職業から来る因縁めいたものを感じる時でもある。一年間のその人の事業活動の成績表として、損益計算書、貸借対照表が出来上がり、確定申告書へと進む。喜びも悲しみもこの中にぎっしりと詰め込まれている。浩は、いつも最後の女性スタッフが帰った深夜、ふっと自らの若き勤務時代の事が頭によく浮かんで来た。

日焼けした飲料水の外交員の方々二百人、農業の方々百人、そしてホステスの方々二百人を担当していた。この五百件のほかにも事業所得、不動産所得、役職員の皆さんの申告等、日夜ねじり鉢巻であった。特に夫婦家族の資産運用の合算課税申告にはとても時間がかかった。入力すれば答が出る今のＩＴ社会ではなく、自分で計算しなければならなかった。当時から疑問を呈する論文も出され、浩も同感であったが面倒であることが浩の本音であった。大物政治家自身、この合算申告がややこしいとのことで廃止になったようで、このような閉塞感にはやはり伝家の宝刀、政治の力が必要である事を感じ、以来浩は、より良い社会を生み出すには、素晴らしい政治家と交流し、思いを伝えることが大切だと思った。

そのような中、キャバレー宇宙界のホステスのみなさんの申告は、多用極まる確定申告業務の中にも若い浩にとってはひと時のオアシスでもあり、いつもこの時期になると思い出すシーンでもある。夜の社交界、歌があり、ショーがあり、ラスベガスのスモール版の場であった。夜の六時にキャバレーの楽屋裏の場所に三人で出向き、三日間十二時近くまで、ホステスさんが入れ替わり立ち替わり面談、確定申告を進めた。初めて訪問した時は、びっくり！中にはレースの透けた服の人もいて、真面にその人を見ることは出来なかった。しかし慣れでいつしか気にすることなく接するようになっていた。

二百人のホステスさん其々の一年間の売上が宇宙界事務所から提供された。ああ、この人が上から何番の方とついつい値踏みしてしまい、トップ3には自然と興味津々の浩がいた。

なぜそのようになるのであろうか？

お客様からの指名があり、そのお客さんの支払い金額が算定になる世界であり、正に事業主である。1番の方は四十九歳、2番の方は四十四歳ではあるものの、若い人たちとは桁違いの売上であった。二人とも特に美しいのはなぜか？燻銀の輝きに魅せられるような二人は仲が良く、申告のお礼と言って、十二時五分前の蛍の光が流れる閉店後、必ず美味しい鮨屋さんの極上握りを思う存分奢ってくれた。ああ、このような気遣いが成績に出るということなのか。未だ若い浩には3番目の三十三歳の方の、美しくスポーティさも明るさもある魅力にウットリしつつ、仕事はなんとか完成させていた。

三回目の申告でたまたま一人での訪問であった時、

「浩さん！御礼に我が家でお昼を」

その一言で頭の中がカオス状態、耳たぶが熱くなるのを感じた。

「はい」と言うのが精一杯だった。

いよいよ当日の訪問、綺麗なマンションの四階、入口のベルを押すのにも勇気がいった。

「はーい！いらっしゃーい。腕を振るって作ったわよ」

甲高い声でもあったが気さくな言葉に、少しは安堵し落ち着いた。ホステスさんは夜と昼の顔が違うと言うが、全く同じ、健康的な顔であった。

「あなたはこれからの人、しっかり頑張って立派な人になりなさいよ」

と母か姉のように時にはたしなめ、そして励ましてくれた。流石に二百人中の3番手、いずれはこの人がトップになるのではと周囲も見ていた。このような人との出会いの中からこれからの人生への学びをクロップし重ね続けた。そして、浩が開業した年には「今度私、お店出すので見てくれるかしら」と喜びの電話があった。

とても開店以来繁盛していたが、お店を一年で急にバタバタと閉店、後日夜の帝王と言われる人から「あの方はその名も轟く大富豪の御令嬢、何も仕事をしないでも生きて行ける人なんだよ」と。以来音信不通となり、最後の電話を受けた時にこれからの連絡先を聞いておけばよかったと後悔した。

（その61へ続く）

ーご意見をお寄せくださいー

弊社及び弊社担当者についてのご意見・ご要望は下記メールアドレスまでお願いします。

メール：info@kinkei-net.co.jp

頂いたご意見は、総務部にて大切にお預かりし、更に皆様に喜んで頂けるようなサービスを提供できるよう、活用させて頂きます。

3 今後の活動予定 2021 March

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4 2021 April

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

◆3月の日程

3月 1日（月） 令和2年12月決算法人の確定申告
令和3年6月決算法人の中間申告
固定資産税第4期分の納付（条例による）

3月10日（水） 源泉所得税の納付

3月15日（月） 所得税確定申告最終受付日
個人青色申告の承認申請
贈与税の申告最終受付日
個人住民税の申告
個人事業税の申告

3月31日（水） 令和3年1月決算法人の確定申告
7月決算法人の中間申告
個人事業者の前年分の消費税確定申告

※還付申告については2月16日（火）以前でも可能です。

◆4月の日程

4月12日（月） 源泉所得税の納付

4月15日（木） 確定申告等の延長申告期限

4月30日（金） 非課税法人等の住民税均等割の申告
令和3年2月決算法人の確定申告
令和3年8月決算法人の中間申告
固定資産税第1期分の納付（条例による）

税理士法人
近代経営
人と自然・文化・社会の調和

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

【熊本事務所】熊本県熊本市北区龍田3-32-18 TEL:096-227-6000
【福岡事務所】福岡県福岡市博多区綱場町5-28さかえビル5F TEL:092-283-7775

URL ▶▶▶ http://www.kinkei-net.jp
近代経営

お問い合わせ先

電話 ▶▶▶ 096-227-6000
メール ▶▶▶ info@kinkei-net.co.jp
FAX ▶▶▶ 096-337-1400
総務本部 096-337-3355

お気軽にお問い合わせ下さい

ACCESS

東バイパス方面よりお越しの場合
北バイパスを約1.5km直進し、ウエストさんを過ぎ、さらに約400m先の長蓮寺交差点を直進し、約200m先の左手

北部方面よりお越しの場合
熊本北高校を過ぎ、約1kmで長蓮寺交差点があり、この交差点をUターンし約200m先の左手

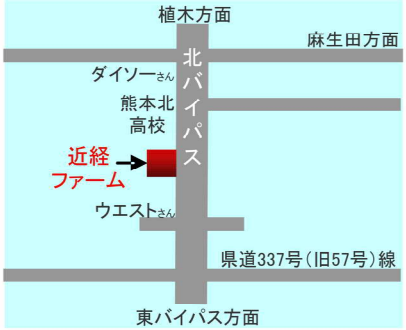

ニューパラダイム

NewParadigm

医療レポート

2021
3
Medical report

医療・介護の最新情報を毎月お届けします。

医療最前線

変容する経営に対処する

税理士法人　近代経営　下條寛二

医療税務　青色事業専従者給与の変更

医科　熊本県内の開設医療機関の動向

歯科　新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

介護　熊本県の実績報告書（第3号様式）の提出は4月末迄にお忘れなく！

発行元：税理士法人 近代経営
〒861-8006　熊本市北区龍田3丁目32番18号
Tel：096-227-6000　Fax：096-337-1400
URL：http://www.kinkei-net.jp
Mail：info@kinkei-net.co.jp

医療最前線

変容する経営に対処する

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、**多くの業種におけるその影響は多大である。**医療機関も昨年の一時と比較するとマイナス幅が小さくはなっているものの、**経営への後遺症が懸念されている。**厳しい経営下、資金借入をした施設も多く、据置期間の終了によりその**返済が始まると資金難に陥る可能性**が大いにある。**金融機関はそういった事業所を危惧している。**経営者にとっては、これまでの**生活費や行動の変容と資金ストック**を求められる数年であると思っている。

さて、厚生労働省は、3月下旬ごろにスタートする**「オンライン資格確認」のプレ運用に参加する病院や診療所、薬局の募集**を始めた。参加施設には申し込み済みの**顔認証付きカードリーダーを優先的に手配**し、プレ運用はオンライン資格確認の本格稼働前のテストという位置付けで同省が3月上旬から開始する。顔認証付きカードリーダー等の**導入費用等は補助金対象**となる。診療所の場合は、基準とする事業額 42.9万円を上限にその 3/4 を補助し、2021年3月末までに申し込んだ医療機関等には基準とする事業額42.9万円を上限にその全額を補助することとなっている。

また、**第 3 次補正予算**（第2次補正に加え）では、医療提供体制確保と医療機関等支援（医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援）として、**新たに 1兆6,447億円が計上**された。これは既に第 2次補正予算にて同様の補助を受けた医療機関等も対象となるため検討をして頂きたい。さらに、自治体によっては別途補助金もあるため確認して頂きたい。

介護保険関係では、2021年度介護報酬単位が答申され、**0.7%のプラス改定**であるが、**そのうちの0.05%はコロナ対策での特例措置**のため、**実質的な改定率は0.65%のプラス**となる。基本報酬の上げ幅は小さいが、訪問介護や訪問看護は1単位の上乗せとなり、デイサービスなどは、時間区分によっては7単位前後のプラスとなるようだ。

調剤薬局関係でも**業態を見直**す動きや、赤字の調剤から**撤退**する動きも始まっている。新型コロナウイルス感染拡大による患者の心理的変化・行動変容もあり、「**0410事務連絡**」後、原則解禁に向けて議論が進められている**オンライン診療・服薬指導**や、2020年9月改正薬機法施行により義務化された**患者への服薬フォローの対応**に加え、**米国でアマゾンが開始**したオンライン薬局の脅威等もあり、この**業界も変化が著しく**なっている。従来の病院・診療所に近接する場所に薬局を開設し、医療機関受診後に薬局に来た患者に薬を渡す、というかつての立地優位なビジネスモデルは崩壊する可能性もある。業態の変化や患者の受療行動が大きく変わっているにもかかわらず、従来の**経営戦略・業務内容に固執していては**経営が成り立たなくなる可能性もある。薬局・薬剤師の価値が問われている今、薬局を存続させるために薬局経営者はどのように動くべきか考える時期にきていると思われる。

新型コロナウイルス感染拡大による影響は全業種に広がっており、プラスの所とマイナスの所で差が出つつある。東京商工リサーチの調査では**2020年に休廃業・解散した「老人福祉・介護事業」が前年比15.1%増の455件**だった。18年の445件を抜いて過去最多を更新。**老人福祉・介護事業倒産（負債1,000万円以上）も118件で過去最多となり、倒産と休廃業・解散を合わせると573事業者が市場から退出**したことになる。感染拡大の収束が見えない中、利用客の減少や感染防止対策の負担増に加え、経営者の事業継続意欲の低下などが影響し、休業や解散する事業所は今後も増え続けると思われる。

コロナ禍において、様々な補助や支援策等の情報が継続的に発せられている。アンテナを立て情報の収集と変化への準備と**経営体質の強化**を行うことが重要だろう。

税理士法人
近代経営　　下條　寛二

医療税務

青色事業専従者給与の変更

令和2年分の確定申告の時期になりました。個人事業の医療機関の収益や所得が明らかになる時期です。前年の経営を振り返る方もいらっしゃるでしょう。青色専従者の給与も見直す機会でもあります。

青色事業専従者給与の金額については、一度決めたら変更ができないということはありません。年の途中で変更することもできます。

青色事業専従者給与は、「届出書」に記載されている方法および金額により給与が支払われることが求められます。青色事業専従者に対する賞与も同じです。

「届出書」には、専従者に支払う給与額や賞与額、仕事内容などを記載しますが、経費として認められるのはその仕事の内容などから相当と認められる金額の範囲内です。

「届出書」に記載した給与額を超えて増額する場合には、変更内容や理由などを記載した**「青色事業専従者給与に関する変更届出書」**を提出する必要があります。

提出期限については「遅滞なく」と定められていますが、増額後の給与を最初に支給する日までには提出しておいた方が良いでしょう。

変更届出書の提出がないまま増額した給与を支給した場合、増額分が経費として認められない可能性がありますので注意してください。

記事:医療経営支援チーム　橋本　研

医科

熊本県内の開設医療機関の動向

九州厚生局のホームページでは、保険医療機関(医科･歯科)・保険調剤の新規指定に関する情報が毎月更新されています。（過去一年分掲載）

今回は、直近3年分の【医科】の情報をもとに集計と比較し、熊本県内の動向をまとめました。

◆開設件数の比較

令和2年には、41件が新規医療機関の指定を受けました。内訳は、新規が16件、遡及指定は25件です。遡及指定の内訳は、移転11件、医療法人成8件、交代が6件となっています。

令和2年を過去と比較すると新規、法人成が減少しています。要因の一つとしてコロナ禍での収益減少や今後の診療所経営に対する懸念が考えられます。新規に関しては上半期に10件と集中し、7月~9月が5件、10月~12月は1件とコロナ禍での新規開設の減少傾向が見受けられます。

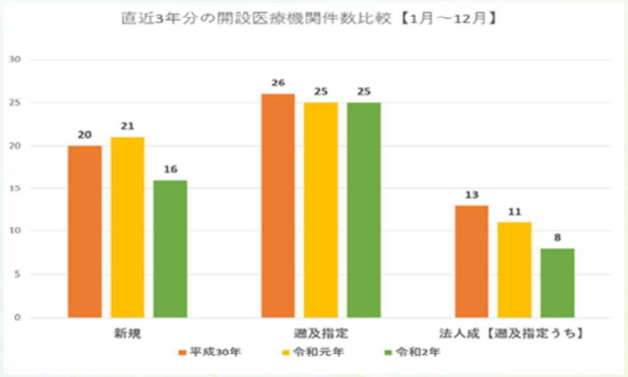

今後もデータ集計を行い、熊本県内の開設医療機関の動向を分析し掲載します。

引用：九州厚生局ホームページ　保険医療機関・保険薬局の新規指定一覧

記事:医療経営支援チーム　山﨑　雅貴

歯科

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

昨年から一向に勢いの衰える事のない新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関経営を広範に支援する診療報酬上の臨時特例措置を行う方針が昨年12月18日に開催された中医協総会にて決定されました。

具体的には、令和3年4月から9月までの期間において、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策を講じて行う診療に対し「初診・再診：1回当たり5点」等の加算を通常の診療報酬に上乗せ算定する事が可能となります。また、「治療の延期が困難な為に新型コロナウイルス陽性患者への治療を行う場合」は、「298点」の上乗せ加算が認められます。

まずは、要件である「新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策」が徹底されているかをご確認下さい。

参照：「厚生労働省　新型コロナウイルス感染症への対応と
その影響等を踏まえた診療報酬上の取り扱いについて」

記事:医療経営支援チーム　西橋　啓太郎

介護

熊本県の実績報告書（第3号様式）の提出は4月末迄にお忘れなく！

新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請を2月迄に行った法人の皆さまは、各事業所の支援金の執行や慰労金の職員（派遣労働者や業務委託受託者職員分も含む）への給付が終わったことを確認したのち、交付申請と同様に各事業所分を取りまとめ、法人代表者印を押印のうえ、**以下の提出先に郵送**により提出してください。

なお、実績報告を提出した後の変更（追加等）交付申請は、原則認められませんので、この点についても留意してください。

提出先　：〒862-0954
熊本市中央区神水1-3-1 ヨネザワビル熊本県庁前ビル2階
熊本県新型コロナ慰労金・支援金受付窓口　宛

※提出期限：事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和3年（2021年）4月30日のいずれか早い日まで。

※支援金については概算払いを行うため、精算時に返還金が生じないようにしてください。

今回の慰労金・支援金は、会計検査院の検査対象となりますので、慰労金・支援金に係る収入および支出内容に関する証憑書類（領収書、代理受領委任状、振込記録等）は、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、交付決定日の属する年度の終了後5年間必ず保管して下さい（提出できない場合には、返還を求められることがあります）。

＜熊本県健康福祉政策課WEBページより＞

記事:医療経営支援チーム　岩岡　修一郎